

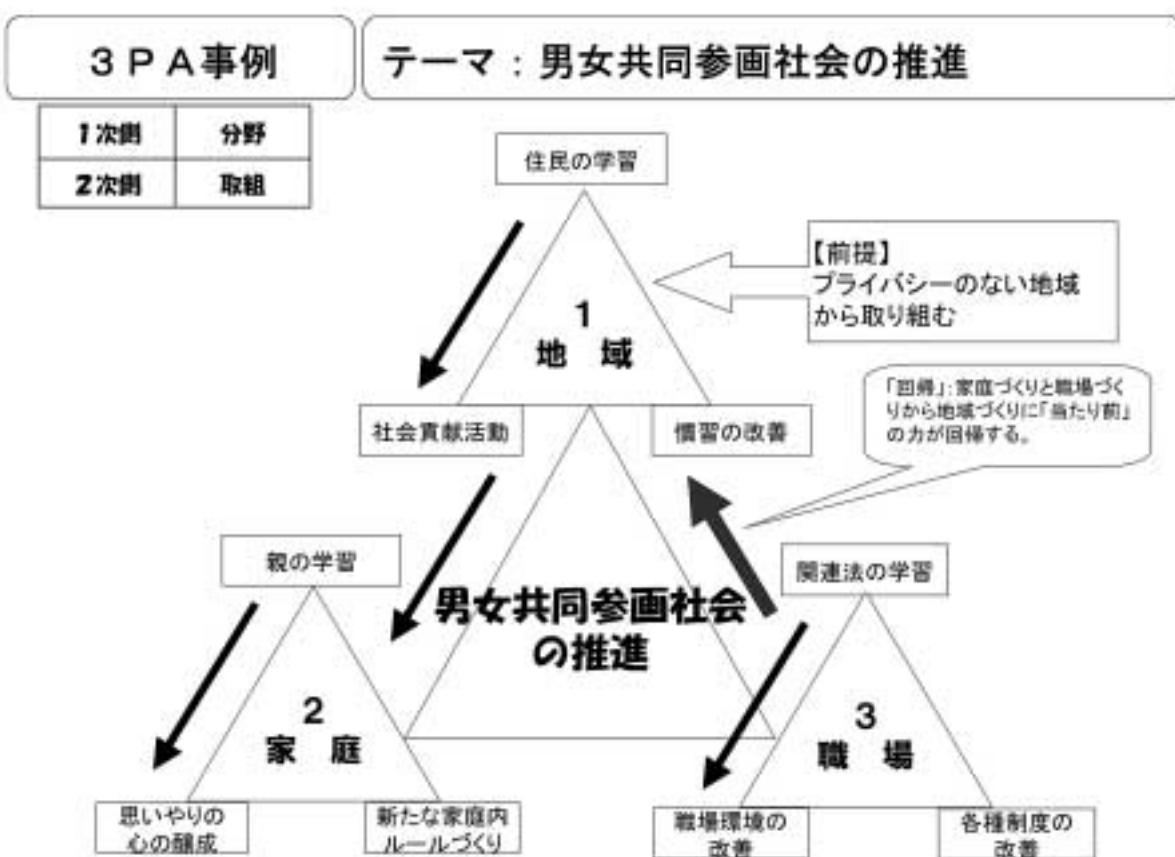
## **第 2 章**

### **推進の方向**

中央市では、推進初年度（平成19年度）の第1期委員会のメンバーに実施計画書を作成していただき、

- ① 1年ごとに、その実施計画書から具体的な推進活動を取り決めます。
- ② 1年ごとに、成果と経過を記録して残します。
- ③ 3年ごとに、実施計画書を見直します。
- ④ 3回目の見直しで、次期計画に繋げていきます。

## 2-1 推進の方向例



【解説】 3PA (3 Points Analysis: 最終ページに解説があります) 手法による、「男女共同参画社会」の推進例です。

- 分析基準の1次側（内側）は「分野」、2次側（外側）は「取組」としています。
- 1次側のタイプは「2段」であり、プライバシーのない「地域」をノード1に置いて優先させ、地域の活動の影響が「家庭」及び「職場」に反映するよう推進を展開します。また、「家庭」及び「職場」での推進成果が「地域」に回帰します。
- 「地域」のタイプは「2段」で、まず「住民の学習」を優先させ、ある程度の理解が求められてから「社会貢献活動」と「慣習の改善」に取り組みます。
- 「家庭」のタイプも「2段」です。まず「親の学習」を優先させ、次いで「思いやりの心の醸成」と「新たな家庭内ルールづくり」に取り組みます。
- 「職場」のタイプも「2段」です。ここでも「関連法の学習」を優先させ、次いで「職場環境の改善」と「各種制度の改善」に取り組みます。

推進活動においては各生活領域内のプライバシーを考慮し、「地域」を優先させます。また、すべての生活領域で学習や啓発が優先されます。

## 2-2 「家庭」分野における推進の方向

基本  
目標

互いを認め合い、思いやり  
明るい人づくり・家庭づくりをめざします。

### 【家庭内における推進の3PA】



それぞれの家庭にはプライバシーがあるため、他人が勝手に乗り込んで男女共同参画の必要性を訴えることはできません。そこで、地域内での生涯学習や公民館活動等の場を通して男女共同参画社会について親が学び、その風が家庭内に吹くようにしましょう。

### 【家庭における重点目標 1】 家族一人ひとりが互いの心を大切にする、思いやりのある家庭づくりに取り組みます。

親は平素から子どもたちに対し、家族はもっとも大切なもので、最も信頼できるものであることを教え、実践することが望されます。そのためには自然体で、夫婦の会話や行動で示す必要があり、子どもたちは当たり前のように男女共同参画について学ぶことになります。

#### 【推進の骨子】

(注1) 主体	(注2) 次世代	推進の方向
B		思いやりのある家族づくりの推進
B	◎	家庭内暴力の根絶
B	◎	家庭と仕事が両立できる家族間支援体制の確立

(注1)「主体」とは、計画の骨子内の「推進の方向」に掲げられた推進活動に、誰が主体的に取り組むべきかという識別を次のA～Cで示しています。

A：市役所、行政区、自治会、学校、企業の経営者など

B：(推進活動の主体となる)市民や推進委員

C：すべての人が守って当たり前のモラルやスローガンなど

(注2)「次世代」欄の◎印は、次世代育成支援地域行動計画と整合させていきます。

#### 【具体的な推進活動】

モデル家庭による家庭内の固定的性別役割分担の改善や「男女共同参画だより」による啓発活動を実践します。

**【家庭における重点目標 2】 家族みんなで協力し合い、それぞれが自立して、安心して暮らせるための、新たな家庭内ルールをつくります。**



家族は互いに尊重し合い、協力し合うとともに、家庭的にも社会的にも自立する必要があります。家庭内の自立とは、看護や介護が必要になった場合等を除き、家族に依存しないということです。つまり、家事や経済的に自立すると、家族間の尊重心や協力関係を強めることになります。



**【推進の骨子】**

主体	次世代	推進の方向
B		生き方や考え方が性で異なる家庭内教育の推進
B		家庭内の男女共同・男女平等教育の推進
B	◎	家庭内の固定的性別役割分担意識と実態の改善
B	◎	家事や育児に対する自立力の強化
B		家事労働を正しく評価する基準の確立と普及
B		家庭から地域活動への積極的参画の促進
B		夫婦間で互いに自立できる財産の確保
B		男女共同参画の新たな家庭内ルールづくりの推進

**【図表 主要家事の負担状況】**

(単位 : %)

		主に妻(母親)がしている	主に夫(父親)がしている	夫婦(両親)で協力している	他の家族がしている
掃除	全 体	79.4	1.5	13.4	0.4
	女 性	84.4	0.6	9.1	0.0
	男 性	72.2	2.8	19.4	0.9
洗濯	全 体	84.7	1.5	7.3	0.4
	女 性	88.3	0.6	3.9	0.0
	男 性	79.6	2.8	12.0	0.9
買い物	全 体	69.8	1.5	22.5	0.4
	女 性	74.7	1.9	16.9	0.0
	男 性	63.0	0.9	30.6	0.9
食事の支度	全 体	83.2	0.0	9.9	0.8
	女 性	84.4	0.0	7.8	0.6
	男 性	81.5	0.0	13.0	0.9
食事の後片付け	全 体	80.9	1.5	10.7	1.1
	女 性	83.1	0.6	9.7	0.0
	男 性	77.8	2.8	12.0	2.8

平成13年度旧玉穂町男女共同参画に関する町民アンケート調査から

**【具体的な推進活動】**

地域における環境保全や資源リサイクル等の社会貢献活動や学習活動を通して男女共同参画について学び、家庭内でも実践します。

【家庭における重点目標 3】 生涯を通して心身の健康づくりに取り組みます。



何と言っても健康第一です。家族みんなでスポーツに親しみ、正しい食生活で健康を維持しましょう。



【推進の骨子】

主体	次世代	推進の方向
B	◎	日常における健康づくりの推進
B	◎	楽しく正しい健康的な食生活の推進



【男性のための料理教室】



【具体的な推進活動】

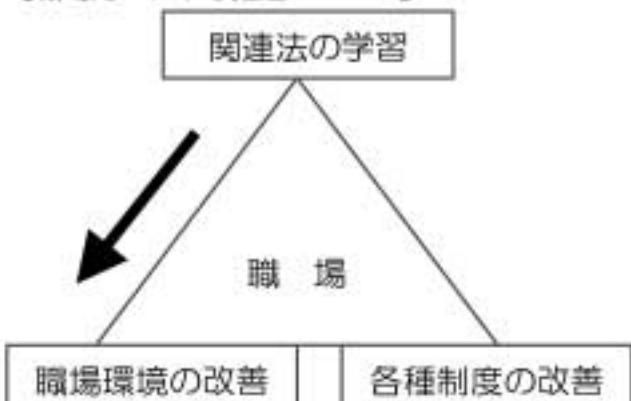
男性のための料理教室や家族向けスポーツの推進を図ります。

## 2-3 「職場」分野における推進の方向

基本  
目標

仕事と家庭生活が両立できるよう職場内の制度や施設を整備充実し、安心して仕事のできる職場づくりをめざします。

### 【職場内における推進の3PA】



職場も特別な領域で、私たちが勝手に乗り込んで男女共同参画の必要性を訴えることはできません。そこで、男女共同参画社会に関する学習の機会をもうけ、そこに経営者や人事担当者等に参加してもらい、アンケート調査によって職場の実態を把握し、その結果に応じて取り組みをお願いする方法が考えられます。

### 【職場における重点目標 1】 男女差別のない快適な職場づくりの実現と、育児休業制度や介護休業制度を利用しやすく、家庭と仕事が両立できる支援制度や設備の充実を図ります。



平成15年度に制定された次世代育成支援対策推進法(10年間の時限立法)では、職場における子育て支援や親の健康管理等について計画的に取り組むよう、300人以上の職員・従業員を有する団体や企業に義務づけました。とはいえ、職場の中の慣習や決め事はなかなか改善されません。まずは職場内で男女共同参画社会について学び、一人ひとりが意識を持ち、積極的に改善するよう関わりましょう。



### 【推進の骨子】

主体	次世代	推進の方向
A		職業能力向上のための教育研修制度の充実
A		雇用面や待遇面で男女差のない職場づくり
B		職場内の固定的性別役割分担の改善
A		多様な働き方を可能とする就労制度の整備
A	◎	育児・介護を支援する就労制度の整備

### 【具体的な推進活動】

取り組みの進んでいる優良な職場はモデル職場として表彰し、広報などを通じて市民に知らせ、遅れている職場は進むよう指導します。

**【職場における重点目標 2】** 自営で農業・商工業を営んでいる家庭では経営協定の締結を促進し、ゆとりと健康と経済的自立の確保に取り組みます。



家庭と職場が一体化した自営の商業や農業、漁業において、仕事上の役割分担は必要ですが、男性は職場の経営や責任を担い、女性の方は補助的な仕事と家庭を負担するといった慣習的または固定概念的な役割分担をなくし、男女が互いの持つ能力を最大限発揮できるよう、「経済的自立」と「ゆとり」と「健康」などについて取り決め、遵守しましょう。

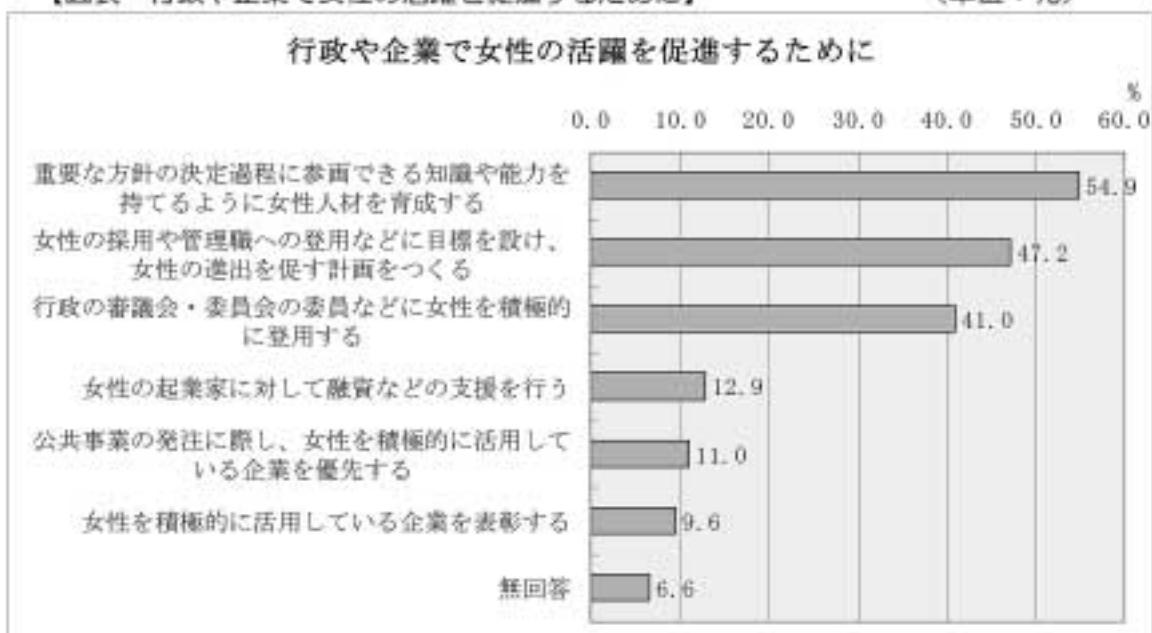


**【推進の骨子】**

主体	次世代	推進の方向
B		経営方針や生産方針を決定する場への積極的参画
B		家族経営協定締結の促進

【図表 行政や企業で女性の活躍を促進するために】

(単位：%)



平成17年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査から

**【具体的な推進活動】**

自営の農業者のみならず、商工業者に対しても家族経営協定の締結を促します。

【職場における重点目標 3】 仕事面や待遇面などで不利にならないよう、男女共同参画に関する法律や制度について学びます。



職場においても、まずは男女共同参画社会についての学習からです。

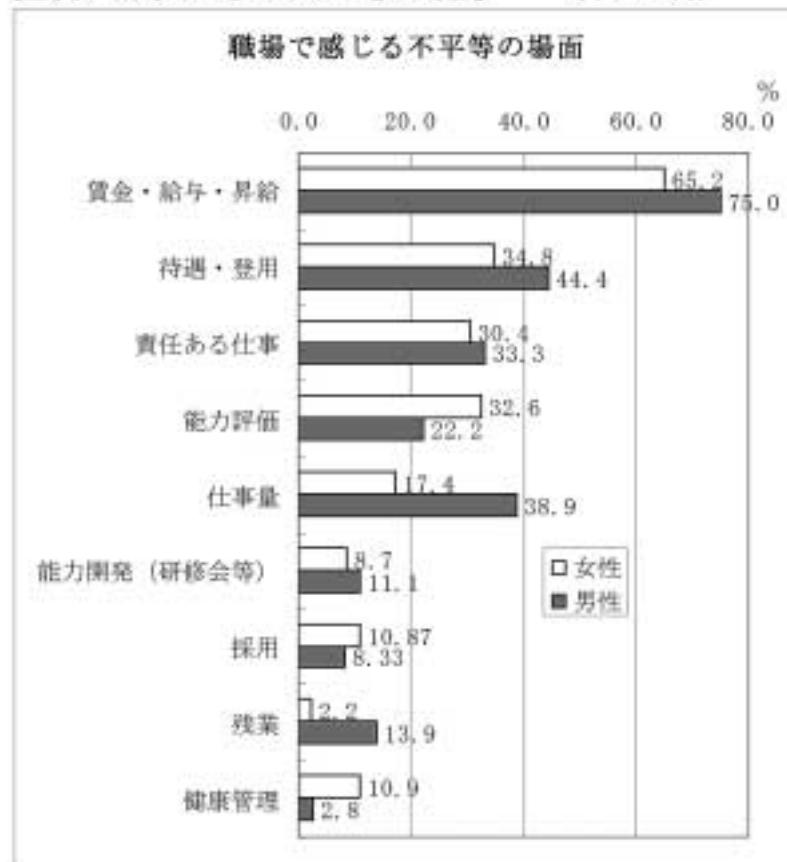
男女共同参画社会に関する法律は、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、ストーカー規制法、DV防止法、次世代育成支援対策推進法などがあります。これらについて学び、快適な職場づくりを図りましょう。



【推進の骨子】

主体	次世代	推進の方向
B		男女共同参画に関する法律の学習と遵守の促進
B		職業能力を高める研修会や学習会への参加

【図表 職場内で感じる不平等の場面】 (単位：%)



平成13年度旧田富町男女共同参画に関する町民アンケート調査から

【具体的な推進活動】

定期的に、企業や団体の責任者や人事担当者などに対する学習の機会を確保します。

## 2-4 「地域」分野における推進の方向

基本  
目標

男女共同による男女差別のない、  
活力ある地域づくりをめざします。

### 【地域内における推進の3PA】



地域は住民みんなの共有領域です。多くの人は今すんでいる地域への定住意識が強く、いつまでも住んでいたいと思っています。それを前提に、男女共同参画によるボランティア活動や育成会活動、地域ぐるみの子育て支援活動や交通安全活動など、元気な地域づくりを図りましょう。

### 【地域における重点目標 1】 地域の中で男女共同参画に関する啓発と学習を推進し、男女差別のない地域をつくります。

→ これからの地域づくりは男女共同参画が前提となります。そのためには、公民館活動や生涯学習活動を通して男女共同参画社会について学びます。そして、男女共同参画で地域活動を活発にするために地域内にリーダーを育成し、地域の色々な場面での広報活動に取り組みましょう。

#### 【推進の骨子】

主体	次世代	推進の方向
A		地域における固定的性別役割分担の改善
B		地域における男女共同参画教育の実施
B		地域づくりにおける女性の積極的参画の推進
B		男女共同参画に関する地域リーダーの育成
B		男女共同参画に関する広報活動の推進

#### 【具体的な推進活動】

自治会における啓発活動を継続し、モデル自治会を選定して意識を高めるなど、地域における推進活動を活発に展開します。

【地域における重点目標 2】 男女共同の地域活動を実施し、元気で明るく住みやすい地域をつくります。



家庭と地域は強い関係で形成されていなければなりません。地域に住み、地域で生き生きと暮らすためには、家庭に閉じこもることなく、家庭から地域に踏み出して色々な地域活動に男女でバランスよく取り組みましょう。

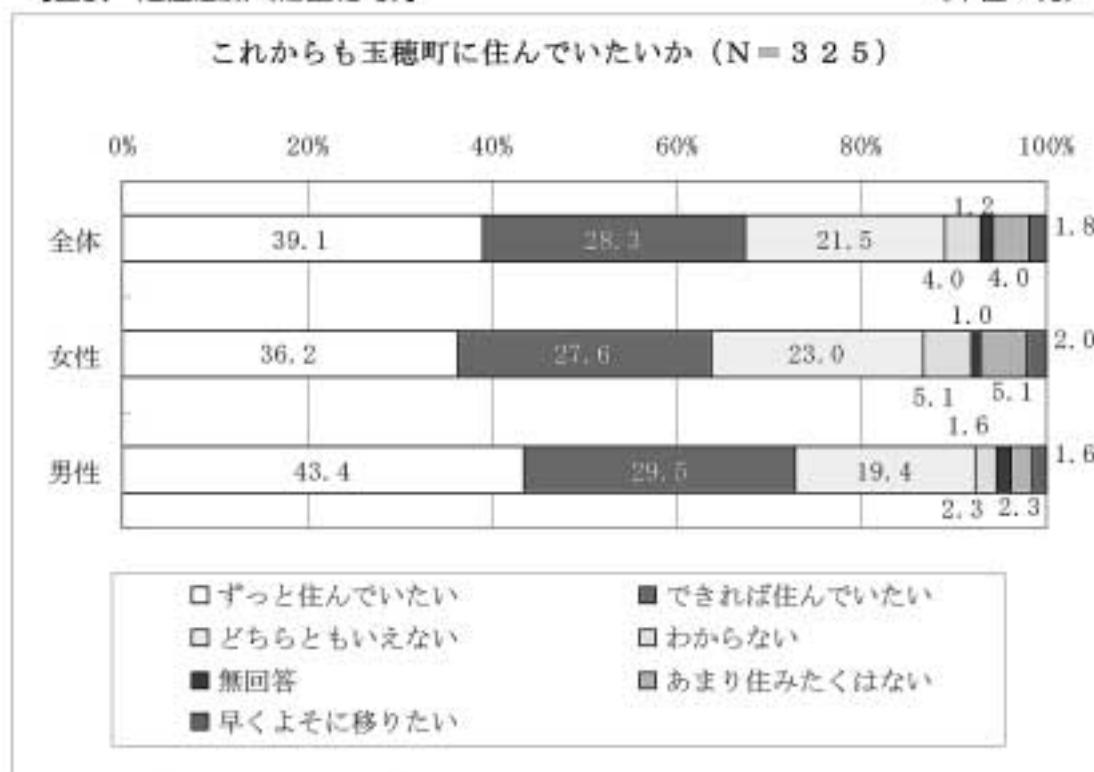


【推進の骨子】

主体	次世代	推進の方向
A		男女共同参画を目指す推進体制の確立
B		男女でバランスのとれた公的役割の確立
B	◎	男女共同参画による青少年育成の推進
B		家庭から地域活動への積極的参加の促進
B	◎	地域ぐるみの環境保全の実施

【図表 定住意識（旧玉穂町）】

(単位：%)



平成13年度旧玉穂町男女共同参画に関する町民アンケート調査から

【具体的な推進活動】

家庭と地域の連携を深め、家庭からは積極的に地域活動への参画を促し、地域では家庭から参画しやすい環境づくり・雰囲気づくりに取り組みます。

【地域における重点目標 3】 介護や子育てなどに地域ぐるみで  
支援できる体制を確立します。



子どもがいる地域は元気です。しかしながら少子化が進み、地域内の活力が失われつつあります。また、高齢化により地域内にひとり家庭が増えています。活力ある地域であるために、地域ぐるみで子育て支援や介護支援に取り組みましょう。



【推進の骨子】

主体	次世代	推進の方向
B		地域ぐるみの介護予防支援の実施
B	◎	地域ぐるみの子育て支援の実施

【図表 出生数と普通出生率】 (単位: %)

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
旧玉穂町	出生数	56	130	124	125	145	117
		146	171	179	220	205	154
		25	35	34	32	31	18
		227	336	337	377	381	289
旧田富町	普通出生率	8.95	12.89	10.06	8.96	9.29	10.85
		15.82	14.43	12.65	14.04	12.28	8.92
		7.29	10.46	10.02	9.39	8.54	5.01
		12.00	13.29	11.28	11.41	10.60	9.13

普通出生率=出生数／総人口×1,000

国勢調査から

【図表 合計特殊出生率】 (単位: 人)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
旧玉穂町	2.17	1.63	1.76	1.37	1.52
旧田富町	1.51	1.59	1.39	1.42	1.31
旧豊富村	1.50	1.19	1.26	1.01	0.91
中央市	1.62	1.56	1.51	1.38	1.53

市役所調べ

【具体的な推進活動】

地域内ボランティア活動の一環として、子育て支援と介護支援の体制を整え、活動します。

【地域における重点目標 4】 多様な交流と積極的な参画で、  
活力ある地域づくりを図ります。



地域内で交流の機会を増やし、楽しく、明るく、活力ある地域づくりを目指しましょう。また、子どもたちに国際的な感覚が身につくよう、異文化と接する機会をつくりましょう。



【推進の骨子】

主体	次世代	推進の方向
B	◎	異文化交流の推進
A	◎	世代間交流の推進
A	◎	家族間交流の推進



【具体的な推進活動】

市内在住の外国人と交流し、異文化を学びます。また、高齢者と子どもの交流や三世代交流の機会をつくります。

## 2-5 「学校」分野と「社会」分野における推進の方向

基本  
目標

男女共同参画の人づくり・社会づくりをめざします。

【学校における重点目標】 男女の人権を尊重する学校教育をささえます。



内閣府が3年ごとに実施している世論調査から、学校における男女平等は、「家庭」や「職場」や「社会全般」に比べて圧倒的に進んでいるという結果が出ています。また、文部科学省も「幼児期からの男女平等教育」を推奨しています。



【推進の骨子】

主体	次世代	推進の方向
A		国際感覚を身につける教育の実践
A		学校教育における男女平等教育の充実



【具体的な推進活動】

学校は最も男女平等の進んでいる領域であることを前提に、学校を対象とした男女共同参画の推進活動は、慎重に行ないます。

**【社会における重点目標】** 法を遵守し、モラルを重んじ、国際貢献する人づくり・社会づくりに取り組みます。



男女共同参画社会は国際テーマです。世界ではまだ男女平等の議論さえできない国があります。それらは国際問題として5年ごとの国際会議で採決されています。地球レベルの男女共同参画社会づくりに貢献しましょう。



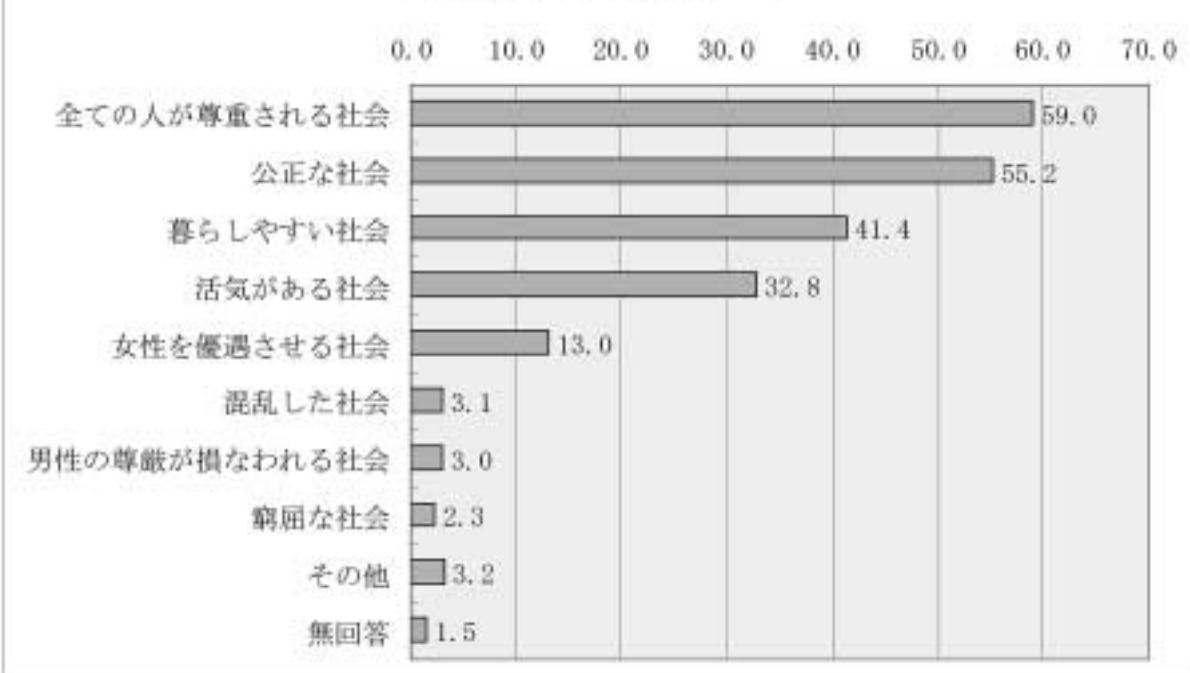
#### 【推進の骨子】

主体	次世代	推進の方向
A		女性に対する暴力の根絶と対策の強化
C		産む性である女性の尊重
C		男女共同参画に関する国際貢献

【図表 男女共同参画社会のイメージ】

(単位：%)

男女共同参画社会のイメージ



平成17年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査から

#### 【具体的な推進活動】

「社会」は中央市より外側の領域と捉えます。男女共同参画社会づくりは国際テーマであることから、広く活動することも必要ですが、「社会」への活動はモラルやスローガンに留めておき、中央市内の活動を優先させて推進します。